

京都府大学吹奏楽連盟規約

第1章 総則

- 第1条 本連盟は、京都府大学吹奏楽連盟と称し、社団法人全日本吹奏楽連盟の会員である京都府吹奏楽連盟に属する。
- 第2条 本連盟の本部は京都産業大学全学応援団吹奏楽部内に置く。
- 第3条 本連盟は京都府下に設置される大学、短期大学並びに高等専門学校の吹奏楽団体をもって組織する。

第2章 目的及び事業

- 第4条 本連盟は吹奏楽を通じ情操の涵養を旨とし、併せて加盟団体相互の親睦と技術の向上に努めることを目的とする。
- 第5条 本連盟は目的達成の為、次の事業を行う。
- (1) 演奏会、講習会、コンテスト等の開催
 - (2) 京都府吹奏楽連盟が主催する事業等への参加
 - (3) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 役員及びその任務

- 第6条 本連盟に次の役員を置く。ただし、理事長、副理事長、専務理事、監事は学生外から選出し、委員・常任委員は学生をもってあてる。
- (1) 理事長1名、副理事長2名、専務理事若干名
 - (2) 委員、常任委員
 - (3) 監事1名
- 第7条 役員は次の通り選出する。
- (1) 理事長・副理事長は理事会において選出する。
 - (2) 専務理事・監事は、原則として本連盟加盟団体の卒業生並びに有識者から理事会において選出する。
 - (3) 委員・常任委員は各加盟団体から1名ずつ選出する。
 - (4) 委員長・副委員長・会計・ステージマネージャーは、京都府吹奏楽連盟の理事を兼ねるため、常任委員の中から、委員会において選出する。
 - (5) 幹事・管理・広報・渉外・書記・製作・総務は、常任委員会において互選する。
- 第8条 本連盟役員の任務は次の通りとする。
- (1) 理事長は本連盟の業務を総理し、本連盟を代表する。
 - (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または欠けたときその任務を代行する。
 - (3) 専務理事は理事会の構成員として任務を果たし、連盟発展とその維持の為に諸々の企画に参加し寄与する。
 - (4) 委員は委員会の構成員として任務を果たし、各加盟団体を代表し連盟の事業の審議及び連盟と加盟団体との間の調整に務める。
 - (5) 常任委員は連盟の目的達成の為に事業を企画し執行する。また、常任委員は次の業務を分担する。

委員長	1名	連盟の事務全般を管理し、理事長の指導の下において総会・常任委員会の決議事項を執行する。また、京都府吹奏楽連盟の理事を兼ねる。
副委員長	2名	委員長を補佐し、主に連盟の内部活動を取りまとめ、委員長に事故あるとき、または欠けたときその任務を代行する。また、京都府吹奏楽連盟の理事を兼ねる。
会計	1名	連盟に関する会計事務を行う。また、京都府吹奏楽連盟の理事を兼ねる。
ステージマネージャー	1名	連盟主催の演奏会・コンテスト等において統括及び進行を行う。また、京都府吹奏楽連盟の理事を兼ねる。
幹事	若干名	他の役職の業務を補佐し、またその事務を代行する。
管理	若干名	連盟備品及び連盟行事で使用する楽器・衣装・楽譜の管理を行う。
広報	若干名	連盟行事の広報活動を行う。
渉外	若干名	連盟が行う活動に関する事務について、外務折衝を行う。
書記	若干名	連盟の各会議における会議録を作成し、年間行事の記録等の整理を行う。
製作	若干名	連盟活動に関する諸発行物の製作を行う。
総務	若干名	連盟活動を円滑にするために、内外の諸行事を行う。

(6) 監事は本連盟の事業の運営並びに会計を監査する。

第9条 役員の任期は12月1日から翌年11月30日までの1年間とする。ただし、理事長、副理事長、専務理事についてはこの限りでない。

第10条 役員の解任は、理事長・委員長がこれを認めた場合、総会において出席者の3分の2以上の不信任を持って議決する。

第11条 役員の任期中の辞任は、理事長・委員長がこれを認めた場合、総会において出席者の3分の2以上の承認をもって議決する。

第12条 役員の欠員が生じた場合は、第7条・第9条に従い後任者を選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

第13条 会議は、総会・理事会・常任委員会・委員会とする。

第14条 総会は理事長がこれを招集し全役員をもって構成する。本会議は本連盟の事業及び予算決算、その他重要と認められる事項を審議する。

第15条 理事会は理事長がこれを招集し副理事長・専務理事をもって構成する。本会議は理事長・副理事長を選出し、本連盟維持発展の為、学生組織を指導育成することを目的とし、重要事項を審議する。

第16条 常任委員会は常任委員をもって構成する。本会議は本連盟の執行機関であり、委員長の統括の下、事業を企画し運営する。

第17条 委員会は委員長がこれを招集し委員・常任委員をもって構成する。本会議は委員長・副委員長・会計・ステージマネージャーを選出し、常任委員会の協議運営事項を審議する。なお、委員会において、常任委員会の協議運営事項に対して、加盟団体の3分の2以上の反対があった場合は、これを差し戻し協議させる事ができる。

- 第18条 会議は構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、総会に関しては5分の4以上の出席を必要とする。なお、委任状をもって出席とみなすことができるものとする。
- 第19条 決議は構成員の3分の2以上の賛否によるものとする。ただし、総会・委員会に関しては、決議権は各加盟団体1票とする。

第5章 会計

- 第20条 各加盟団体は別に定める会費を本連盟に納入する。既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。
- 第21条 本連盟の運営資金は連盟年会費・連盟活動における収益金、その他補助金・寄付金をもってあてる。
- 第22条 臨時会費は総会の決議承認を経て、これを徴収する。
- 第23条 運営資金から毎年京都府吹奏楽連盟（全日本・関西吹奏楽連盟）に加盟団体数の年会費を納めなければならない。
- 第24条 会計年度は毎年12月1日に始まり、翌年11月30日に終わるものとする。
- 第25条 会計は年度始めに予算案を作成し、総会の承認を得なければならない。また、年度末には収支決算報告書を作成し、会計監査を受け、総会において年度決算報告を行い承認を得なければならない。

第6章 加盟・継続・除籍・脱退

- 第26条 本連盟に加盟を希望する団体は、書面をもって理事長宛連盟本部に申し出、委員会の審議を経て、総会において承認を得なければならない。
- 第27条 本連盟に加盟継続を希望する団体は、別に定める期日までに所定の用紙に必要事項を記入の上、連盟年会費を添えて理事長宛連盟本部に提出しなければならない。
- 第28条 本連盟の加盟団体またはその団体構成員が、本連盟の秩序を乱したとき、又は著しく本連盟の名誉を侵害したとき、委員会及び総会の議を経て当該団体を除名することがある。
- 第29条 本連盟から脱退を希望する団体は、書面をもって理事長宛連盟本部に申し出、総会において承認を得なければならない。

第7章 補則

- 第30条 本連盟の加盟団体が演奏会を行う場合、後援願いの承諾は特別必要としない。
- 第31条 この規約の細則は別に定める。
- 第32条 この規約外に生ずる問題に関しては、委員会または理事会において審議・処理し、理事長が必要と認めたことについては臨時総会を招集し、議決を行う。
- 第33条 本連盟規約の改正は、総会において加盟団体の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第34条 この規約は、総会において承認された日から施行する。

附 則

- この規約は昭和45年12月10日から施行する。
- この規約は昭和56年12月 6日から施行する。
- この規約は平成 元年12月 7日から施行する。
- この規約は平成10年10月27日から施行する。
- この規約は平成12年 3月 2日から施行する。

この規約は平成16年12月16日から施行する。

昭和45年12月10日	制定	昭和56年12月6日	改正
平成元年12月7日	改正	平成10年10月27日	改正
平成12年3月2日	改正	平成16年12月16日	改正

京都府大学吹奏楽連盟規約細則

- 第1条 この細則は、京都府大学吹奏楽連盟規約第31条の規定に基づき、京都府大学吹奏楽連盟（以下「本連盟」という。）の運営について必要事項を定めることを目的とする。
- 第2条 本連盟の加盟継続手続は、当該事業年度4月末日を期限とする。
- 第3条 本連盟の年会費は、1団体につき10,000円とする。
- 第4条 連盟行事に係る負担金等の臨時徴収については、委員会の議を経てこれを徴収する。
- 第5条 京都府吹奏楽連盟が主催するコンクール等評価・表彰に係る事業への参加資格は京都府吹奏楽連盟の定めるところによる。
- 第6条 この細則の改廃は、委員会において議決する。

附 則

この細則は平成16年12月16日から施行する。

平成16年12月16日 制定